注記

１　重要な会計方針

⑴　有形固定資産の評価基準及び評価方法

取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

〇昭和５９年度以前に取得したもの…再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額１円としています。

〇昭和６０年度以後に取得したもの

・取得原価が判明しているもの…取得原価

・取得原価が不明なもの…再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額１円としています。

⑵　無形固定資産の評価基準及び評価方法

取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

〇取得原価が判明しているもの…取得原価

〇取得原価が不明なもの…再調達原価

⑶　出資金の評価基準及び評価方法

出資金額

⑷　有形固定資産及び無形固定資産の減価償却の方法

定額法

⑸　引当金の計上基準及び算定方法

ア　徴収不能引当金

(ｱ)　未収金については、過去５年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

(ｲ)　長期延滞債権については、過去５年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

イ　退職手当引当金

地方公共団体財政健全化法における退職手当支給額に係る負担見込額算定方法に従っています。

ウ　賞与等引当金

翌年度６月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

⑸　資金収支計算書における資金の範囲

現金及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

⑹　物品の資産計上基準

取得価額５０万円（美術品は、３００万円）以上

２　財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

⑴　財務書類の対象範囲

ア　一般会計等財務書類

一般会計

土地取得特別会計

イ　全体財務書類

一般会計等

国民健康保険特別会計

後期高齢者医療特別会計

北名古屋沖村西部土地区画整理事業特別会計

介護保険特別会計

ウ　連結財務書類

全体

西春日井広域事務組合

北名古屋衛生組合

北名古屋水道企業団

愛知県市町村職員退職手当組合

愛知県後期高齢者医療広域連合

尾張土地開発公社

※　公共下水道事業特別会計については、地方公営企業法の財務規程等の適用に向けた作業に着手しているため、連結の対象外としています。

⑵　出納整理期間

地方自治法第２３５条の５に基づき出納整理期間が設けられている会計（団体）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

⑶　表示単位未満の取扱い

千円未満を四捨五入して表示ているため、合計金額が一致しない場合があります。